

基本-0001-22

## 定 款

株式会社アウトソーシング

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社アウトソーシングと称し、英文では、OUTSOURCING Inc.と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
2. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
3. 構内清掃、構内雑役及び構内運搬請負業務
4. 工場、ビル等のメンテナンス業務
5. 人、車の整理誘導業務及びホテルフロント業務の請負
6. 自動車運転請負業務
7. 鉄、非鉄金属類及びガラスの製造加工並びに表面処理加工請負業務
8. 各種金属部品の研磨、加工請負業務
9. 合成樹脂、パルプの製造加工、木材の加工、紙類の製造、木製家具の製造、組立の請負業務
10. 自動車、自動二輪車等輸送用機器及び建設機械・農業用機械等産業機械並びにそれらの部品の製造、組立の請負
11. 冷凍食品、インスタント及びレトルト食品、缶詰、牛乳及び清涼飲料水等の食料品の製造、加工、包装業務の請負
12. 電気・電子通信機器及び家庭用電化製品、光学機器、集積回路及びそれらの部品の製造、加工、組立の請負
13. 7号から12号に関する製品の販売の請負
14. 秘書、通訳、経理、コンピューターシステムの操作、技術・事務処理、職業訓練の請負及びそのコンサルティング業務
15. 各種マーケティング業務、各種イベントの企画、運営、管理、各種商品の企画、開発業務の請負
16. コンピューターソフトウェア及び情報通信システムの販売及び企画、開発、運用の業務請負
17. 要介護老人に対する入浴、その他日常生活における介護サービスに関する業務
18. 福利厚生施設の運営業務の請負
19. 託児所の経営
20. 総合リース業
21. 不動産の売買、賃借、管理並びに仲介

22. 損害保険代理業
23. 生命保険の募集に関する業務
24. 経営コンサルティング業務
25. その他商業全般
26. 上記1～25を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当する団体を含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
27. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

（単元株式数）

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集手続)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の員数)

第35条 当会社の会計監査人は、1名とする。

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31までの1年とし、毎事業年度末日を決算期とする。

(期末配当の基準日)

第41条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、取締役会の決議によって、第19期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

平成12年 6月16日 一部変更  
平成13年 3月30日 一部変更  
平成14年 3月28日 一部変更  
平成15年 3月27日 一部変更  
平成15年11月 6日 一部変更  
平成16年 3月30日 一部変更  
平成16年 8月26日 一部変更  
平成17年 3月30日 一部変更  
平成19年 3月29日 一部変更  
平成20年 1月28日 一部変更  
平成21年 3月 1日 一部変更  
平成22年 3月26日 一部変更  
平成22年11月15日 一部変更  
平成23年 3月29日 一部変更  
平成24年 3月28日 一部変更  
平成24年 7月 1日 一部変更  
平成28年 3月25日 一部変更  
平成29年 8月28日 一部変更  
令和 3年 3月25日 一部変更  
令和 4年 3月29日 一部変更  
令和 5年 3月 2日 一部変更